

「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」の増刷（第3刷）にあたり、誤った箇所を訂正を行いました。
 お客様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。
 恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。

「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」 正誤表（追加）

注：平成30年6月15日に増刷発行する第3刷は訂正済み。

区分	番号	頁	修正箇所	誤	正
規則解説	1	320	施行規則 第二十五条の二 右の表	「貯蔵量に応ずる放爆設備の断面積」	「貯蔵量に応ずる放爆用トンネルの断面積」
			施行規則 第二十五条の二 左の表	「貯蔵量に応ずる放爆設備の断面積」	「貯蔵量に応ずる土かぶり」
告示解説	2	556 557	別表（第2条、第8条、第9条関係）	556ページの表と557ページの表が逆。	556ページの表と557ページの表を入れ替える。
主要通達・内規	3	635	火薬類の運搬に関する総理府令逐条解説 第15条	「五号は、事故の際誘導を防止するため・・・」	「五号は、事故の際誘爆を防止するため・・・」

平成26年6月10日発行の「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」に誤った記載がございました。お客様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。

「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」 正誤表

注：平成27年3月20日に増刷発行する第2刷は訂正済み。

(1/2)

区分	番号	修正箇所	誤	正
法解説	1	P69 上段 右から11行目	警察官用の拳銃弾を警察が譲り受ける場合、あるいは、鉄道が、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（略）に基づいて信号炎管を販売業者その他から譲り受ける場合等をいう。	警察官用の拳銃弾を警察が譲り受ける場合等をいう。
	2	P82 上段 右から9行目	警察官の拳銃弾発射とか鉄道用として危険信号に信号焰管を使う場合とかがある。	警察官の拳銃弾発射がある。
規則解説	3	P228 上段 左から1行目	標識については「火薬類製造所」・・・・・・・・	標識については「火薬類製造所」・・・・・・・・
	4	P231 下段 左から5行目と4行目の間が、1行欠落	なお、保安間隔とは、危険工室等の相互間にとるべき距離又は製造所以外の・・・・（略）	なお、保安間隔とは、危険工室等の相互間にとるべき距離又は危険工室から製造所内の他の施設に対してとるべき距離をいい、製造所以外の・・・・（略）
	5	P232 下段 右から4行目	五の二号 平成十六年経済産業省告示五十二号附則第二項参照。	五の二号 平成十六年経済産業省令五十二号附則第二項参照。
	6	P245 上段 右から8行目	及び第二十三号の二から第二十七号まで並びに第三項第一号から・・・・・・・・	及び第二十三号の二から第二十七号まで並びに第二項第一号から・・・・・・・・
	7	P250 下段 右から16行目	第二十九号 第四条第一項第二十五号と同様の規定である。回転部と内壁との間隙は品質上、保安上重要である。・・・・（以下省略）	第二十九号 回転部と内壁との間隙は品質上、保安上重要である。・・・・（以下省略）
	8	P266 下段 右から6行目	公室等と・・・・・・・・	工室等と・・・・・・・・
	9	P269 上段 左から11行目 左から10行目 左から7行目	(略)・・（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除き、同法第二条第一項に規定する南海トラフ地震・・・・（略）・・同法第五条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画・・・・（略）	(略)・・（同法第五条第一項に規定する者が設置している製造所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震・・・・（略）・・同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画・・・・（略）
	10	P270 下段 左から8行目	・・・・・・・・第二項第一号から第九号に定める・・・・・・・・	・・・・・・・・第二項第一号から第七号に定める・・・・・・・・
	11	P284 下段 右から9行目	(略)並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品（略）。	(略)並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品（略）
	12	P292 下段 左から7行目	三	ホ
	13	P310 上段 (2)表	保安物件に対する保安距離（m以下）	保安物件に対する保安距離（m以上）
	14	P332 上段 左から7行目	下図の・・・・・・・・	左図の・・・・・・・・
	15	P380 上段 右から13行目	下図の例は、・・・・・・・・	左図の例は、・・・・・・・・
	16	P396 上段 左から1行目	打揚筒の設置場所は、実際に打揚筒に火を入れる場所であるから、・・・・	打揚筒の設置場所は、実際に煙火を打ち揚げる場所であるから、・・・・
	17	P397 上段 右から4行目	なお、一本の打揚筒で連続して打ち揚げる場合は、必要に応じて・・・・（略）	なお、一本の打揚筒で連続して打ち揚げる場合は、必要に応じて・・・・（略）
	18	P400 下段 右から4行目	煙火の点火は、従来から人の手で筒に落とし火を投げ入れたり、導火線等に点火していたが、過早発、筒割れ等の危険性もあり、・・・・・・・・	煙火の点火は、従来から人の手で筒に落とし火を投げ入れたり、導火線等に点火していたが、過早発、筒ばね等の危険性もあり、・・・・・・・・
	19	P401 上段 左から11行目	・・・・発破器の電流がリークしないように発破母線に・・・・・・・・	・・・・電気点火器の電流がリークしないように点火母線に・・・・・・・・
	20	P454 下段 左から2行目	十一の二の・・・・・・・・	十一の二の二の・・・・・・・・
	21	P464 上段 左から2行目	十一の二の・・・・・・・・	十一の十四の・・・・・・・・

区分	番号	修正箇所	誤	正
規則解説	22	P467 上段 本文 ➡ 右から5行目	第九十六条まで、……	第九十二条まで、……
	23	P467 下段 右から4～6行目	「フレキシブルディスクによる手続」「フレキシブルディスクの構造」「フレキシブルディスクの記録方式」「フレキシブルディスクにはり付ける書面」	➡ 削除
告示解説	24	P518 上段 右から2行目 記載漏れを追記する。		第十二条第二項第一号に規定されたディーゼル機関に用いられる二号軽油とは、日本工業規格K二二〇四に規定する二号軽油の要求品質の範囲内にある適合軽油のことである。
主要 通達・ 内規	25	P609 下段 右から13行目	2 第一一号（現行第一〇号）の……	2 第一一号（現行第一六号）の……
	26	P611 下段 左から4行目	損害調査又はは必要な……	損害調査又は必要な……
	27	P614 下段 左から3行目	ニ 第八号（現行第四項第八号）に……	ニ 第八号（現行第四項第七号）に……
	28	P614 下段 左から1行目	ホ 第九号（現行第四項第九号）に……	ホ 第九号（現行第四項第八号）に……
	29	P617 下段 左から12行目	第五号（現行第十五条の表(2)）では……	第五号（現行第十五条の表(5)）では……
	30	P622 下段 本文 ➡ 右から3行目	政令（昭和三五年政令第二七一号よにより、……）	政令（昭和三五年政令第二七一号よにより、……）
	31	P624 下段 右から5行目	定められているが、……	定められているが、……
	32	P652 下段 本文 ➡ 右から4行目	第一条の五第二号	第一条の五第二号（現行第一条の五第七号）
	33	P686 下段 左から1行目	（第五号）	（第五号）（現行第十三号）
	34	P687 下段 右から3行目	（第六号）	（第六号）（現行第五号）
	35	P687 下段 右から6行目	（第九号）	（第九号）（現行第八号）
	36	P687 下段 右から10行目	（第一〇号）	（第一〇号）（現行第九号）
	37	P759 下段 左から9行目	(3) 表(1)の(ロ)の適用される販売各通商産業局長業者の…(略)	(3) 表(1)の(ロ)の適用される販売業者の…(略)
	38	P803 下段 右から14行目	（現行第七十八条の二）	➡ 削除
	39	P882 下段 左から4行目	その他の書面一こより……	その他の書面により……
	40	P885 上段 注釈として追記する。		※平成二十六年六月十七日付で内規の一部が改正され、一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際に特に考慮すべき事項が審査基準に追加された。 改正後の内規は経済産業省のHPに掲載されているので参照されたい。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/260617_2.pdf
	P885 下段 本文 ➡ 右から3行目	……実施要領（内規）」を制定する。	……実施要領（内規）」を制定する。※	
改正経過	41	P948 下段 右から9行目	得られない場合はは、	得られない場合は、